

令和8年度
「福岡市おもてなしサポーター」運営支援業務委託
募集要項

令和8年7月

(公財) 福岡観光コンベンションビューロー
観光事業課

目次

1. 業務委託契約の内容.....	3
2. 本提案協議への応募用件.....	4
3. スケジュール（予定）.....	4
4. 提案に関する問い合わせ（質問書提出）.....	5
5. 参加申込・企画提案書の提出.....	5
6. 提案競技選定委員会.....	7
7. 採点方法および契約相手方の決定方法.....	8
8. その他の留意事項.....	8
9. 添付資料.....	9

令和8年度「福岡市おもてなしサポーター」運営支援業務委託 募集要項

1. 業務委託契約の内容

(1) 事業の目的

博多旧市街には、日本の歴史を代表する神社仏閣や歴史的遺構が数多く存在し、福岡の歴史や文化を象徴する貴重な観光資源となっている。一方で、外国人観光客の増加に伴い、神社仏閣では参拝マナーの周知や多言語対応、人手不足など、外国人観光客の受入れ環境に関する課題が生じている。また、外国人観光客の受入れを進めるに当たっては、日本人参拝者や地域住民との調和を図りながら、持続可能な観光を推進していくことも求められている。

本事業では、「福岡市おもてなしサポーター」（以下「おもてなしサポーター」または「サポーター」という。）を活用し、外国人観光客に対して、多言語案内や参拝マナーの周知、施設案内、写真撮影補助等を実施することで、来訪者の利便性及び満足度の向上を図る。あわせて、神社仏閣における来訪者対応の負担軽減や受入環境の整備を支援し、博多旧市街の周遊促進及び歴史文化資源への理解促進につなげる。

また、本事業を通じて、サポーターの活動機会の創出及びスキル向上を図るとともに、神社仏閣、地域、行政及び観光関係者が連携した持続可能な受入れモデルの構築に向けた効果検証及び課題整理を行う。

なお、本事業の取組みの一環として、令和8年10月及び11月に開催予定の「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」において、サポーターによる案内・交流を実施し、来場者サービスの向上を図る。

(2) 事業の概要

本事業は、博多旧市街内の神社仏閣のうち、本実証事業に協力可能な寺社を対象として、クルーズ船客の誘客を図るものである。受託者は、旅行者の博多旧市街への効果的な来訪導線を確保するとともに、おもてなしサポーターによる観光案内及び交流支援を実施し、次の事項について効果検証を行う。

- ・外国人観光客の受入環境の向上
- ・おもてなしサポーターの活用による市民参加型のおもてなしの推進
- ・神社仏閣等における外国人受入れ時のマナー啓発
- ・歴史文化資源の魅力発信
- ・一般外国人観光客への展開可能性

併せて、「ふくおか歴史文化遺産ウィーク」におけるおもてなしサポーターの派遣及び緊急時対応を含む要員管理を行う。

なお、本事業では、専門的な歴史・文化解説を主目的とするものではなく、来訪者との交流や写真撮影支援に加え、平易な英語やジェスチャーを活用したコミュニケーションを通じて、福岡の魅力や人の温かさを体感してもらうことを重視する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 提案限度価格

7,000千円 消費税及び地方消費税（2026年7月現在の税率10%）を含む
上限額を超える場合は、失格とする。

(5) 企画提案要望の内容

資料1「仕様書」のとおり

2. 本提案協議への応募要件

本提案競技に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人、個人、団体とする。

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な運営体制及び人員体制を有し、関連法令等を遵守できる事業者であること。
- (2) イベント運営、人材教育、要員管理、観光案内、来訪者対応、その他これらに類する業務の実績を有し、本業務を適切に履行できること。
- (3) 業務責任者を配置するとともに、関係機関との連絡調整及び緊急時対応を適切に実施できる体制を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に準じ、契約を締結する能力を有する者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税その他の公租公課の滞納がないこと。
- (7) 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 採択後において、業務実施状況の写真・動画等について、当財団の広報活動等に使用することに同意できること。
- (9) その他、本提案競技の実施者として適当でないと認められる事業者でないこと。

3. スケジュール（予定）

応募から事業者決定までは以下の流れで行う。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 募集開始／質問書受付開始 | 令和8年7月1日（水） |
| (2) 質問書締切 | 令和8年7月10日（金） |
| (3) 質問への回答 | 令和8年7月15日（水） |
| (4) 参加申請締切 | 令和8年7月17日（金） |
| (5) 企画提案書締切 | 令和8年7月24日（金） |
| (6) 参加申込書関係一式・提案書原本提出締切 | 令和8年7月27日（月） |
| (7) 提案競技審査会 | 令和8年7月28日（火） |
| (8) 事業者決定および通知 | 令和8年7月29日（水） |
| (9) 契約締結 | 令和8年8月3日（月）以降 |

※説明会は実施しない。質問のある場合は質問書を提出すること。

※提案協議審査会は対面にて行う。

4. 提案に関する問い合わせ（質問書提出）

応募を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和8年7月10日（金）17時00分までに質問書を提出すること。

（1） 質問書提出先

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー（担当：中村・菊山）
〒810-0041 福岡市中央区大名2-5-31 福岡市交通局4階
TEL：092-733-5050 FAX：092-733-5055
メールアドレス：kankou@welcome-fukuoka.or.jp

（2） 質問書提出方法 様式3「質問書」により、（1）に示す電子メールでのみ受け付ける。

なお、様式3「質問書」を提出した際は、念のため（1）に記載する電話番号に連絡すること。

※質問書提出時のメール件名は下記とすること。

「【社名】【福岡市おもてなしサポーター運営支援業務委託 質問書】」

（※【社名】内には各々の社名を記載すること）

（3） 質問についての回答

回答は、令和8年7月15日（水）に（公財）福岡観光コンベンションビューローのホームページ上に掲載する予定。（類似する質問は集約して回答予定）

5. 参加申込・企画提案書の提出

（1） 提出締切

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ①提案競技参加申請書（様式1）のデータ | 令和8年7月17日（金）17時00分 |
| ②提案書データ | 令和8年7月24日（金）17時00分 |
| ③参加申込書（一式）の原本・企画提案書（一式）の原本 | 令和8年7月27日（月）12時00分 |

（2） 提出方法

上記（1）の①、②については、提出締切までに、（4）に記載する提出先へ電子メールにて提出すること。電子メール送付後は必ず（4）に記載する電話番号に連絡すること。

データはPDF形式とし、①はファイル名を「(提出月日)_福岡市おもてなしサポーター運営支援」、②はZIPファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)_福岡市おもてなしサポーター運営支援_企画提案書」とすること（※（ ）内には各々提出月日を記載すること）。

また、③の原本については令和8年7月27日（月）12時（必着）までに、特定記録または簡易書留で郵送すること。また、持参する場合は、（4）に記載する住所へ持参すること。

なお、期日までに提出がなされなかった場合は失格とする。

（3） 提出部数

- | | |
|------------|--|
| ①参加申込書（一式） | 原本：1部
電子データ：1ファイル ※提案競技参加申請書（様式1）のみ |
| ②企画提案書（一式） | 原本：正本1部、副本5部
電子データ：各1ファイル（正本、副本） |

(4) 提出先・問い合わせ先

公益財団法人 福岡観光コンベンションビューロー (担当：中村・菊山)

〒810-0041 福岡市中央区大名2-5-31 福岡市交通局4階

TEL：092-733-5050 FAX：092-733-5055

メールアドレス：kankou@welcome-fukuoka.or.jp

※提出時のメール件名は下記とすること。

「【社名】【福岡市おもてなしサポーター運営支援業務委託 提出】」

(※【社名】内には各々の社名を記載すること)

(5) 提出書類

ア 参加申込書 (一式) 関係

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を契約締結日までに提出すればよいものとする。

①提案競技参加申請書 (様式1)

②登記事項証明書 (法人の場合)

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること (履歴事項全部証明書でも可)。

③身分証明書及び登記されていないことの証明書 (個人の場合)

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書 (市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。) を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局または地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤消費税および地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、様式6をもとに作成のうえ提出すること。

⑦誓約書（様式4）

注）様式4に、代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑧役員名簿（様式5）

注）様式5に、代表者および役員の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注）この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

イ 企画提案書関係

①企画提案書の内容

資料1「仕様書」、資料2「提案書作成要領」を参照のうえ作成すること。

②企画提案書と同時に提出する書類

「見積書」（様式任意、提案事業者名（事業者のシンボルマークを含む。）及び代表者印が分からないよう作成する事）

6. 提案競技選定委員会

(1) 日時

令和8年7月28日（火）午後予定

(2) 場所

福岡観光コンベンションビューロー 会議室（福岡市交通局4F）

(3) プレゼンテーション時間

25分（説明15分・質疑応答10分 ※提案事業者数によって説明時間を変更する場合あり）
※プレゼンテーションは、提出された企画提案書をもとに行うこと。

(4) 選定方法

最優秀提案者を選考するために設置される提案競技選定委員会（以下「選定委員会」という）にて、事業者から提出された企画提案書その他資料を基に、資料3「提案項目配点表」に基づき、企画提案書の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

※提案競技に参加する事業者が1者の場合であっても、提案競技を実施する

※評価が一定基準に満たない場合には、最上位者であっても最優秀提案者とならない。

(5) 結果通知

令和8年7月29日（水）以降に電子メールで担当者に連絡する。また、併せて（公財）福岡観光コンベンションビューローのホームページにおいて公表する。

※審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがある。

7. 採点方法および契約相手方の決定方法

(1) 採点方法

資料3「提案項目配点表」の配点によって委員が採点を行い、最も得点の高い提案者を契約相手方候補とする。

(2) 配点

$$\text{総合点 (100点)} = \text{内容点 (90点)} + \text{価格点 (5点)} + \text{加算点 (5点)}$$

各項目の配点および価格点の算出方法は、資料3「提案項目配点表」のとおり。

(3) 最低基準について

以下のとおり、総合点に最低基準を設ける。

各委員の総合点の合計点が6割に達しないときは、最優秀提案者とししない。

(4) 契約相手方の決定方法

最高得点者が複数のときは、その中で内容点が最も高い者を契約相手方候補とする。

(5) 契約相手方決定後の手続

選定委員会での選考に基づき、最も優秀と認められる事業者を決定し、当該事業者と最終的な仕様等の協議を行い、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

(6) 契約保証金

本業務での受託者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約の締結前に納付する必要がある。ただし、福岡市契約事務規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

8. その他の留意事項

- (1) 本提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (3) 選定結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (4) 本書を他の目的のために使用することは禁止する。
- (5) 提出された提案書は業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (6) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (7) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (8) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは禁止する。
- (9) 事業の実施状況等を踏まえ、翌年度福岡市予算の成立を前提に、翌年度の事業も今回の受託事業者に継続して委託する場合がある。

9. 添付資料等

【資料】

- 資料1 仕様書
- 資料2 提案書作成要領
- 資料3 提案項目配点表

【様式】

- 様式1 提案競技参加申請書
- 様式2 提案競技参加辞退届
- 様式3 質問書
- 様式4 誓約書
- 様式5 役員名簿
- 様式6 個人用財務諸表

以上